

定期報告対象建築物及び報告時期一覧

整理番号の真ん中の2桁です。

	用途	規模又は階 <small>いずれかに該当するもの</small>	用途コード	報告時期
特 定 建 築 物	劇場、映画館、演芸場	・地階 ・F \geq 3階 ・A>200㎡ ・主階が1階にないものでA>100㎡(※) {※A \leq 200㎡の場合、階数が3以上のものに限る。}	11	毎年の11月1日から 翌年の1月31日まで (毎年報告)
	観覧場(屋外観覧席のものを除く)、公会堂、 集会場	・地階 ・F \geq 3階 ・A>200㎡(※) {※平屋建ての集会場で客席及び集会室の床面積が 400㎡未満の集会場を除く。}	12	
	旅館、ホテル	・F \geq 3階かつA>2000㎡	13	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、物品販売業を営む店舗	・F \geq 3階かつA>3000㎡	14	
	地下街	・A>1500㎡	15	
	児童福祉施設(注意4に掲げるものを除く。)	・F \geq 3階 ・A>300㎡(※) {※平屋建てで床面積500㎡未満のものを除く。}	21	5月1日から 10月31日まで (3年ごとの報告) (令和元年、令和4年・・・)
	病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。) 児童福祉施設(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 300㎡(2階部分) ・A>300㎡(※)		
	旅館、ホテル(毎年報告のものを除く。)	{※平屋建てで床面積500㎡未満のものを除く。}	22	
	学校、学校に附属する体育館	・F \geq 3階 ・A>2000㎡	23	
	博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー 場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(い ずれも学校に附属するものを除く。)	・F \geq 3階 ・A \geq 2000㎡	24	
	下宿、共同住宅又は寄宿舎の用途とこの表(事務 所等を除く)に掲げられている用途の複合建築物	・F \geq 5階かつA>1000㎡	28	
	百貨店、マーケット、勝馬投票券発売所、 場外車券売場、部物品販売業を営む店舗(毎年報 告のものを除く。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 500㎡(2階部分) ・A>500㎡	31	5月1日から 10月31日まで (3年ごとの報告) (令和2年、令和5年・・・)
	展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、 料理店、飲食店		32	
	複合建築物(共同住宅等の複合用途及び事務所等 のものを除く。)	・F \geq 3階 ・A>500㎡	33	
	事務所その他これに類するもの	・5階建て以上で、延べ面積が2000㎡を超える建 築物のうち F \geq 3階かつA>1000㎡	34	
下宿、共同住宅、寄宿舎(注意4に掲げるものを 除く。)	・F \geq 5階かつA>1000㎡	40		
高齢者、障害者等の就寝の用に供する共同住宅又 は寄宿舎(注意4に掲げるものに限る。)	・地階 ・F \geq 3階 ・A \geq 300㎡(2階部分)	41	5月1日から 10月31日まで (3年ごとの報告) (令和3年、令和6年・・・)	

※注意

- F \geq 3階、F \geq 5階、地階とは、それぞれ3階以上の階、5階以上の階、地階で、その用途に供する部分の床面積の合計が100㎡を超えるものをいいます。ただし、A \leq 200㎡の場合、階数が3以上のものに限ります。
- Aは、その用途に供する部分の床面積の合計をいいます。
- 共同住宅(高齢者、障害者等の就寝の用に供するものを除く。)の住戸内は、定期調査・検査の報告対象から除かれます。
- 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途とは、共同住宅及び寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)並びに児童福祉施設等(助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設その他これらに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害者福祉サービスを行う施設に限る。)をいいます。
- 用途、規模等。初回免除の考え方(新築の建築物は、検査済証の交付を受けた直後の時期については報告する必要はありません。)等に付いては、東京都都市整備局のホームページを併せて御覧ください。

(https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/chousa-houkoku/ch_03.html) 適用判断のフローチャート、ケーススタディあり。

*防火設備定期検査報告については、防火設備定期検査報告の項をご覧ください。